

志木市立小・中学校オンライン学習教材整備事業仕様書

- 1 件 名 志木市立小・中学校オンライン学習教材整備事業
- 2 目 的 児童生徒の学習状況を可視化し、個別最適な学習支援を行うとともに、家庭学習の習慣化の推進を目的として AI 型ドリルを導入するものである。
- 3 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
(債務負担行為)
- 4 実施対象 志木市立小・中学校に在籍する全児童生徒及び教職員
児童生徒数 約 5,888 人 ※年度による人数差は考慮しない。
- 5 実施場所 志木市立小・中学校全校（12 校）
- 6 事業内容
- ア. 児童生徒の学力定着及び学習意欲の向上を図るためのオンライン学習教材の提供。
 - イ. 教師用管理機能の提供（学習履歴の確認、課題配信等）
 - ウ. 操作説明、導入支援、サポート体制の整備
 - エ. 使用状況の分析及び効果検証に関する報告
- ※事業内容の詳細については、「9 機能要件」を参照すること。
- 7 利用方法 インターネット経由での利用とする。
- 8 基本仕様
- (1) 主要 OS (iOS/iPadOS、WindowsOS、ChromeOS) の最新バージョンで利用可能であること。
 - (2) 主要ブラウザ (Microsoft Edge、Safari、Google Chrome) に対応していること。
 - (3) クラウド型サービスとして安定稼働し、強固なセキュリティ体制を有していること。
 - (4) 学習指導要領に準拠し、主要教科（国語・算数／数学・理科・社会・英語）を含むこと。
 - (5) 児童生徒はシングルサインオンなどにより、簡易にログインして利用できること。また、L-Gate との名簿連携により、簡易にアカウント管理や年次更新を行えること。または、将来的な連携が可能であること。

9 機能要件

(1) AI ドリル機能

- ① 5万問以上の幅広い問題を有し、問題は学習指導要領に準拠して作成されていること。さらに、各教科書会社に対応していることが望ましい。
- ② 小学校用は、1～6年生の国語・算数・理科・社会・英語（理科・社会は3年生以上、英語は5年生以上）の5教科を含んでいること。また、中学校用は、1～3年生の国語・数学・理科・社会・英語の5教科を含んでいること。
- ③ 児童生徒の回答状況をAIが分析し、つまずきに応じた個別最適な問題を自動出題できること。
- ④ 学び直し機能が充実しており、単元や学年を超えた問題の出題や解説が提供されること。
- ⑤ 手書き入力問題の搭載や、作図等に対応していること。
- ⑥ 教職員が児童生徒へ課題を個別配信し、進捗を把握できること。

(2) 回答・採点機能

- ① 自動正誤判定、自動採点、解説機能を有すること。
- ② 児童生徒が回答を中断した場合、その続きから学習を再開できること。

(3) 学習履歴管理機能

- ① 教職員が児童生徒の学習状況を容易に把握できるインターフェイスであること。
- ② 学年・クラス・個人単位で学習結果（正解・不正解・回答内容など）を確認できること。
- ③ 教育委員会が各校の利用状況を把握できる管理機能を有すること。
- ④ 学習履歴をCSV等で出力できること。

10 サポート・研修体制

【サポート体制】

- (1) 操作マニュアル（紙・PDF・動画）を提供すること。
- (2) 平日9時～17時の問い合わせ窓口を設置し、メール・電話対応できること。
- (3) 原則として24時間利用できるものとするが、サーバー等のメンテナンスにより利用できないときは、事前に利用契約者に通知すること。
- (4) 利用率が低い学校への個別サポートを行うこと。
- (5) 障害発生時においてはメーカーと対応すること。
- (6) メーカー又は本市のネットワーク管理御者と連携して、学校教職員に対するヘルプデスク設置又は同等の対応を行うこと。

【研修体制】

- (1) 導入時および運用時の教職員向け研修を実施すること。
- (2) メーカーと連携し、教員向け本アプリの利活用研修を年間1回実施すること。

1.1 セキュリティ・個人情報保護

- (1) 個人情報保護法および関連法令・志木市セキュリティポリシーに準拠し、情報を適正に管理すること。
- (2) 通信・保存時の暗号化、アクセス制御、不正侵入防止対策を実施すること。

1.2 守秘義務の遵守

本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を本契約業務の遂行以外の目的に使用し、漏洩してはならない。
本契約期間終了後も同様とすること。

1.3 事業に付帯する各事項

- (1) 事業者は、業務実施にあたり関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 事業実施に当たり、事業者の責任に帰す理由により、志木市、教育委員会、学校または第三者に損害を及ぼす事態になった場合は、その賠償は派遣元の責に帰するものとすること。

1.4 その他

- (1) 各種問い合わせに対応すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に関して生じた疑義については、適宜、志木市教育委員会と協議するものとすること。